

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年1月17日

茅ヶ崎市公平委員会委員長 若林正弘

茅ヶ崎市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年茅ヶ崎市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2 体験学習センターの項を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。